

荘島小学校の保護者・  
荘島校区の皆様からの  
ご質問・ご意見にお答えします

久留米市教育委員会

# もくじ1

| 項目番号 | ご質問・ご意見の内容                                      | ページ  |
|------|---|------|
| 1    | 荘島小学校の統合は決まったことなのですか                            | P 1  |
| 2    | 久留米市立小学校小規模化対応方針はいつ策定されたのですか                    | P 2  |
| 3    | 小学校統合の検討対象となる学校規模はどのようなものですか                    | P 3  |
| 4    | なぜ1学年2クラス以上の学校規模を望ましい学校規模としているのですか              | P 4  |
| 5    | 小規模校の良さもあるのではないですか                              | P 5  |
| 6    | 通学区域の見直しを行うことはできないのですか                          | P 6  |
| 7    | 複式学級になるなど、児童数の減少が一定進むまでの間は、学校を存続することはできないのですか   | P 7  |
| 8    | 統合して一緒になる小学校よりも距離が近い小学校があります。その学校へ通うことはできないのですか | P 8  |
| 9    | 通学路の安全対策はどのように実施されるのですか                         | P 9  |
| 10   | 小学校統合により校区コミュニティ組織も統合されるのですか                    | P 10 |

# もくじ2

| 項目番号 | ご質問・ご意見の内容                     | ページ   |
|------|--------------------------------|-------|
| 1 1  | 小学校の改築等はどのようにして決まっていますか        | P 1 1 |
| 1 2  | 荘島小と金丸小の統合を行う際の校舎はどうなるのですか     | P 1 5 |
| 1 3  | 荘島小学校の場所に金丸小学校との統合校を建てられないのですか | P 1 6 |

☆ 巻末に「相談・お問い合わせ窓口」を掲載しています



実験結果をもとにグループで話し合う理科の授業



多様な意見や見方をもとに、考えを深めていく協働的な学びの授業

# 1 荘島小学校の統合は決まったことなのですか

小学校の統合は、市議会の条例改正の議決によって、手続き上、正式決定となります。

久留米市では「久留米市立小学校小規模化対応方針」を策定し、市立小学校の望ましい学校規模を目指して、小規模校については学校の統合を行っていく方針を決定しています。

この方針に基づいて、保護者や地域の皆様等への説明会等を行ってまいりたいと考えています。

また、今後、全ての小学校で統合の取組を行っていきますが、施設の老朽化の観点から、荘島小学校の統合は最優先で検討していくことを市議会に提示しているところです。

## 2 久留米市立小学校小規模化対応方針はいつ策定されたのですか

久留米市教育委員会では、国の手引き(文部科学省 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き)及び久留米市立小中学校通学区域審議会の答申(平成27年2月)を踏まえて、平成30年10月に「久留米市立小学校小規模化対応方針」を策定しました。

また、令和5年2月には、同審議会からの答申(令和5年2月)を踏まえ、対応方針の一部見直しを行いました。

なお、令和5年2月の一部見直しは、久留米市で初めての統合である下田小・浮島小・城島小学校の統合の取組を今後反映していくために、また、小学校の小規模化の課題への対応に加え、学校施設の老朽化の課題への対応の観点も含めて取り組んでいくために、行ったものです。

### 3 小学校統合の検討対象となる学校規模はどのようなものですか

国は、通常学級12学級以上18学級以下を標準規模としており、久留米市では「久留米市立小学校小規模化対応方針」を定め、その中で全学年が1学年2クラス以上の学校を「望ましい学校規模」としています。

このことに基づき、過小規模校(5学級以下)、小規模校(6学級～11学級)が小学校統合の検討対象校となります。令和6年度の児童数推計では、小学校全44校中20校が対象となり、特定の学校だけでなく、当該全ての学校を対象に取り組んでいくこととしています。

そのうえで、小規模化の観点(複式学級の編制見込み年度が早い順)、老朽化の観点(築年数・耐力度・設備の劣化状況等の度合いを総合的に判断)の2つの観点から優先順を定めて取り組んでまいります。

## 4 なぜ1学年2クラス以上の学校規模を望ましい学校規模としているのですか

### 子どもたちにとっての主なメリット

- ① クラス替えにより、新しい人間関係づくりを学べるとともに、多様な価値観に触れることができる環境となります。
- ② クラス対抗、習熟度別授業、合同授業等を通して、お互いに切磋琢磨したり、協力し合う中で、集団同士の関係づくりを学ぶことができます。
- ③ 人間関係の固定化が避けられるほか、より円滑な中学校進学ができる環境になります。

### 学校運営面での主なメリット

- ① 同じ学年の担任同士で相談・協力し合うことができるようになり、子どもたちへの教育面に反映します。
- ② 同じ学年に複数の担任が配置されることによって、授業準備や校務の分担ができます。
- ③ 同じ学年のクラス間で交換授業などの教科担任制が行いやすくなります。

学習指導要領が定める、これからの時代を生き抜く子どもたちには、多様な価値観を持った子どもが意見を出し合い、お互いに折り合いを付けながら解決策を見出していくためには、一定の集団規模が必要です。担任の指導だけでない、子どもが主体的に、協働しながら学び合うことが求められています。

## 5 小規模校の良さもあるのではないですか

小規模校には、一般的に次のような長所があるとされています。

- ① 児童の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、個別の指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい。
- ② 児童相互、教職員と児童の人間関係が深まりやすい。
- ③ 児童が意見や感想を発表できる機会や、様々な活動においてリーダー役を務める機会が多くなる 等

その一方で、一般的に「集団の中で多様な考えに触れる機会や切磋琢磨する機会が少なくなりやすい」「教師に依存しがちになる」等の課題があるとされています。

## 6 通学区域の見直しを行うことはできないのですか

久留米市立小学校小規模化対応方針の策定にあたり、通学区域審議会の答申も踏まえて、小規模化対応に取り組む上での通学区域の見直しについても検討した結果「現在の通学区域は、過去からの市町村合併や学校の新設、地域の実情など、それぞれの歴史的な経過の中で設定していることから、その見直しは非常に難しい」との結論に至っています。

さらに、対応方針の策定時点と比較しても、全市的な児童数の減少が急激に進むことが見込まれています。そうした中では、学校規模を調整するための通学区域の見直しは困難であると考えています。

加えて、通学区域の見直しを検討する場合は、隣接する校区の保護者や地域の方々の理解を得る必要があり、協議調整を必要とする分野や項目も多岐に渡りますので、相当の年月を要することが見込まれます。その間、子どもたちは年々成長し、卒業していきます。子どもたちの将来を踏まえたより良い教育環境の面からもご理解をいただければと考えております。

## 7 複式学級になるなど、児童数の減少が一定進むまでの間は、学校を存続することはできないのですか

久留米市教育委員会では、市立小学校20校が該当する過小規模校及び小規模校の全ての子どもたちが望ましい学校規模で学ぶことができるようになるために、小学校の統合を進めていく方針としております。

なお、複式学級の編制は、小学校統合の対象かどうかを判断する基準ではなく、過小規模校及び小規模校のうち、統合を検討する優先順を決定する要素の一つになります。

## 8 統合して一緒になる小学校よりも距離が近い小学校があります。 その学校へ通うことはできないのですか

久留米市教育委員会では、荘島小学校と金丸小学校の組み合わせによる統合を検討しており、基本的に荘島校区のお子さんは、統合する小学校へ通学することになります。

そのうえで、指定校変更制度に基づき、個別のご家庭のご事情に応じて対応させていただくこととなります。

### 【指定校変更制度】

居住地(住民登録地)で定められている指定校を変更するためには、変更する理由が指定校変更制度の許可要件に該当しなければなりません。

### 【主な許可要件】

「留守家庭」「家庭の事情(DV避難)」「きょうだいが通学している」「いじめ・不登校等の教育的配慮が必要」などがあります。現在統合を理由とする許可要件はありません。

## 9 通学路の安全対策はどのように実施されるのですか

通学路は、子どもたちの安全安心の確保にとって重要な事項であり、市教育委員会では、これまでの統合事例におきましても学校・保護者・地域の皆様と連携しながら取り組んでいます。

統合に伴う通学路の安全対策は、統合が決定した後に、学校・保護者・地域・教育委員会を委員にして設置する小学校統合準備協議会において、具体的な協議調整を行いながら、取り組んでまいります。

### 通学路の安全対策の取組

- ① 実際に現地を歩いて確認しながら危険箇所を調査し、道路管理者・警察・学校・保護者・地域・教育委員会等で協議し、必要に応じた整備を行います。
- ② 保護者や地域の方々等が連携した見守り活動の実施に向けて協議していきます。
- ③ 統合後においても、道路管理者や警察等と組織する「久留米市通学路安全推進会議」で継続して安全対策に取り組んでまいります。

## 10 小学校統合により校区コミュニティ組織も統合されるのですか

久留米市の校区コミュニティ組織は、地域住民の身近な生活エリアを単位として形成するという考えに基づき、小学校区を原則の単位としています。

小学校統合による校区コミュニティ組織のエリアの見直しについては、現在のコミュニティでこれまで培ってきた歴史や文化、住民同士のつながりもあることから、「小学校統合＝校区コミュニティ組織の統合」という考えありきではなく、地域の皆様の声を尊重し、旧小学校区エリアでのコミュニティ組織を存続することも可能としております。

そうした考え方のもとで、市内で最初となった下田・浮島・城島校区では、校区コミュニティ組織は統合せず、これまでどおりのエリアでまちづくり活動を行ってあります。次の青峰・高良内校区も同様に、これまでどおりのエリアでまちづくり活動を行っていかれる予定です。

## 11 小学校の改築等はどのようにして決まっていますか

久留米市立学校では、防災上・安全上の観点から不燃化を図るため鉄筋コンクリート造による校舎の建設が進められ、1960～80年代の児童生徒が急増した時期に整備されたものが多い状況です。

今後、それらの改築時期が一時期に集中する状況にあることから、校舎の耐震化事業が平成25年度末に完了することを踏まえ、平成24年度に「小中学校施設整備基本計画」を策定しました。

同計画では、全ての小中学校を対象とし、最も古い校舎の築年数という単一の指標だけでなく、学校全体及び古い校舎の規模の観点を含む4項目の客観的な判断指標をもとに、総合的な観点から改築の優先順の検討を行いました。

### [判断指標]

- ① 校舎の平均築年数（校舎にある棟全体の平均築年数かどうか）
- ② 古い校舎（S46年度以前）の保有割合（S46年度以前に建築された校舎の保有割合かどうか）
- ③ 古い校舎（S46年度以前）の保有面積（S46年度以前に建築された校舎の保有面積かどうか）
- ④ 最も古い校舎の建築年度（各学校の中で、最も古い棟の建築年度かどうか）

# 11 小学校の改築等はどのようにして決まっているのですか

それらの指標を客観的に整理した結果、4つの項目で上位10位以内となった小中学校4校を第1グループとし、次に3つの項目で上位10位以内となった小学校2校（荘島小・金丸小）を第2グループとして選定し、計画的に改築を進めていくこととしました。

| H24 年度末<br>時点 | 学校全体         |      |               |      |               |                | 棟単位            |           | グループ                 |
|---------------|--------------|------|---------------|------|---------------|----------------|----------------|-----------|----------------------|
|               | ①校舎平均<br>築年数 |      | ②老朽校舎<br>保有割合 |      | ③老朽校舎<br>保有面積 |                | ④老朽校舎棟<br>建築年度 |           |                      |
|               | 順位           | 年    | 順位            | %    | 順位            | m <sup>2</sup> | 順位             | 年月日       |                      |
| 篠山小           | 2            | 45.5 | 3             | 80.9 | 4             | 3,405          | 2              | S32.3.31  | 第1グループ<br>【10位以内4項目】 |
| 日吉小           | 1            | 46.7 | 1             | 87.8 | 6             | 2,891          | 6              | S35.3.31  |                      |
| 京町小           | 5            | 41.5 | 2             | 84.9 | 5             | 3,044          | 3              | S33.3.31  |                      |
| 屏水中           | 4            | 41.5 | 4             | 76.3 | 2             | 3,702          | 10             | S37.11.30 |                      |
| 荘島小           | 3            | 43.3 | 8             | 64.5 | 12            | 2,040          | 1              | S29.3.31  | 第2グループ<br>【10位以内3項目】 |
| 金丸小           | 17           | 35.8 | 5             | 70.9 | 1             | 3,784          | 8              | S36.10.31 |                      |

\* 順位は、平成24年度当時の小中学校全63校における順位です

そのうえで、第1グループの小中学校について平成24年度に耐力度調査を実施し、国の補助基準に該当していることを確認したうえで改築を実施しました。（第2グループは平成27年度に実施）

# 11 小学校の改築等はどうのようにして決まっているのですか

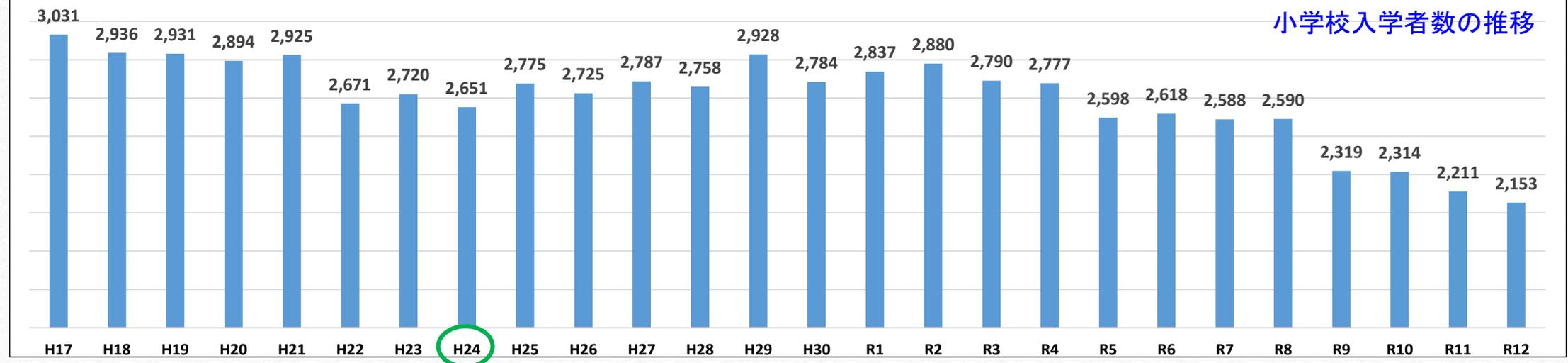
| H24                        | H25 | H26 | H27   | H28          | H29 | H30               | R1     | R2 | R3 | R4                  | R5 | R6 |
|----------------------------|-----|-----|-------|--------------|-----|-------------------|--------|----|----|---------------------|----|----|
| 第1<br>グループ<br>改築事業<br>実施判断 | ←   |     | 日吉小改築 | →            |     |                   |        |    |    |                     |    |    |
|                            | ←   |     | 屏水中改築 | →            |     |                   |        |    |    |                     |    |    |
|                            | ←   |     | 篠山小改築 | →            |     |                   |        |    |    |                     |    |    |
|                            | ←   |     |       | 京町小改築        | →   |                   |        |    |    |                     |    |    |
| 増築事業<br>実施判断               |     |     |       | 増築事業<br>実施判断 | ←   |                   | 南小増築   | →  |    |                     |    |    |
|                            |     |     |       |              | ←   |                   | 山川小増築  | →  |    |                     |    |    |
|                            |     |     |       | 増築事業<br>実施判断 | ←   |                   | 三潴小増築  | →  |    |                     |    |    |
|                            |     |     |       |              | ←   |                   | 西国分小増築 | →  |    |                     |    |    |
| ☆<br>小中学校<br>施設整備<br>基本計画  |     |     |       |              |     | ☆<br>国庫補助<br>基準変更 | ☆      |    |    |                     |    |    |
|                            |     |     |       |              |     | ◎<br>小規模化<br>対応方針 |        |    |    | ◎<br>小規模化<br>計画     |    |    |
|                            |     |     |       |              |     |                   |        |    |    | ◎<br>小規模化<br>対応方針改訂 |    |    |

## 11 小学校の改築等はどうのようにして決まっていますか

改築事業には、設計から工事まで含めると5～7年程度の期間と多額の財源を要するため、久留米市では平成25年度より計画的に取り組んでまいりました。さらに、教室不足が見込まれる小学校4校の増築を行う必要がありました。

そうした中、国は、平成30年度に補助基準を変更し、学校施設は基本的に改築ではなく長寿命化とし、建設した場合は70～80年間は使用することを示しました。

そのような中、久留米市では少子化がより一層進んでいくことが見込まれ、久留米市立小規模化対応方針を平成30年度に策定し、全ての小規模校は統合に取り組んで行くこととしました。



## 12 荘島小と金丸小の統合を行う際の校舎はどうなるのですか

荘島小学校、金丸小学校とも老朽化が進行しており、統合に伴い児童数が増加することなども踏まえて検討していく必要があります。

統合後の小学校の状況を見据えて、新しい学校づくりに保護者や地域の皆様のご意見・ご助言をお聞きしながら、検討していきたいと考えています。

一般的に新しく校舎を建てる場合には、最短でも設計2年、工事3年の計5年間程度の準備期間が必要となり、これとは別にグラウンド工事等の期間も必要となります。市教育委員会としましては、統合の時期はそうした状況も踏まえて決定することになると考えております。

なお、施設の維持管理につきましては、学校と連携しながら、法定点検や日常的な点検を行っております。発生した建物の不具合については、学校と協力しながら修繕等により対応し、教育環境の維持に努めてまいります。

## 13 荘島小学校の場所に金丸小学校との統合校を建てられないのですか

荘島小学校と金丸小学校の統合を検討するにあたり、学校敷地の面積や通学距離の視点からの検討を行いました。

敷地面積は、荘島小学校が8,971㎡ですが、金丸小学校は13,836㎡あり、荘島小学校の約1.5倍の広さとなっています。なお、グラウンド等の確保を踏まえると、校舎を建てることのできる面積はさらに小さくなります。

統合した場合は、児童数(令和6年度時点)が814名となり、必要な教室数の整備及び運動場の確保が必要です。そのため、高層化することも考えられますが、火災などの緊急時の避難確保や事故発生への恐れなどの課題が生じます。このような状況を踏まえ、現在の金丸小学校の敷地に統合校を設置したいと考えております。

# 相談・お問い合わせ窓口



◇ ご質問、ご意見等は、随時お受けしております。次の窓口へどうぞお寄せください

久留米市教育委員会 総務 学校規模チーム

[電話] 0942-30-9213 [郵便] 〒830-8520 久留米市城南町15-3

[メール] [kyousou@city.kurume.lg.jp](mailto:kyousou@city.kurume.lg.jp) [FAX] 0942-30-9719